平成３０年（フ）第１３１号
広島市安佐南区川内５丁目36番５－301号
債務者　谷村　昭雄
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５２号
長崎県長崎市大浦東町４番５号
債務者　近藤　武
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４号
沖縄県名護市大北１丁目19番22号
債務者　稲嶺　正子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成３０年（フ）第２６号
北海道小樽市最上２丁目６番13号
債務者　武藤　礼子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第１１号
青森県八戸市根城５丁目４番９号　小菊荘１号室、前住所青森県八戸市大字市川町字桔梗野35番地381
債務者　渡部　利奈
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第３号
岩手県九戸郡野田村大字野田第26地割52番地43
債務者　近藤　昭子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第１５２号
宮城県大崎市古川旭３丁目５番13号　ドミール彩102号、従前の住所宮城県大崎市古川沢田字筒場14番地13　テニメントハウスＴ113号
債務者　庵原　瞬
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第７８号
栃木県宇都宮市下岡本町2162番地　栃木県立岡本台病院、住民票上の住所栃木県宇都宮市双葉３丁目18番２号　東原市営住宅６号棟34号室
債務者　小倉　郁子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１７号
群馬県みどり市笠懸町鹿3932－７　フレグランスコスモⅡ　201号室、住民票上の住所群馬県桐生市浜松町１丁目８番１号
債務者　峯﨑　翔
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成３０年（フ）第２５号
新潟市江南区天野３丁目１番52号
債務者　吉野美和子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２１号
長野県松本市石芝３丁目14番25号
債務者　和木𠮷のへ
1　決定年月日時　平成30年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第９号
長野県上伊那郡宮田村7613番地１
債務者　吉川　慎吾
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第３２号
三重県津市久居射場町91番地１　ハイツエクセル201号室、前住所三重県津市桜橋１丁目611番地１
債務者　松田　志津
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２号
三重県名張市瀬古口628番地３　エムテック名張１番館415号
債務者　辻　已紀博
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（フ）第３号
三重県名張市瀬古口628番地３　エムテック名張１番館415号
債務者　辻　悦子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成３０年（フ）第５２号
兵庫県尼崎市高田町２番62号
債務者　髙安　紀明
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係